

## 弥生の里 春日市須玖商工店連合会ホームページ広告記載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、春日市須玖商工店連合会(以下「連合会」という。)が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 連合会ホームページ 連合会が管理するウェブサイトでyayoi-sato.com のドメインで公開する全てのウェブページを総称したものをいう。

(2) トップページ <http://www.yayoi-sato.com> で最初に表示するウェブページをいう。

(3) バナー広告 ウェブサイトへのリンクを設定した画像を掲載して行う広告をいう。

(4) 広告内容事業主 連合会ホームページに掲載する広告からリンクされるウェブサイトの主体となる内容の事業、サービスなどを自らが行う者をいう。

### (広告の種類)

第3条 連合会ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

### (広告掲載ページ、掲載数、規格、掲載料及び掲載位置)

第4条 広告掲載ページ、広告掲載数、広告規格及び広告掲載料は別表1に定めるとおりとする。

2 広告の掲載位置については別に定める。

### (広告の表現の制限)

第5条 次の表現を含んだ広告は、利用者に誤解、不快感を与えることや誤動作を誘発するおそれがあるため、使用できなしものとする。

(1) 連合会ホームページのコンテンツと混同するおそれがある表現、利用者に連合会事業であると誤解を招く恐れのある表現

(2) 複数のリンクであるかのような表現

(3) リンク先内容と明らかに異なる表現

(4) OS 又はウェブ、ブラウザが持ち備えた機能で、あるかのような表現

(5) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン表現

(6) アラートマークなど、警告、注意を発しているような表現

(7) テキストボックス、ラジオボタン、チェックボックス、プルダウンメニュー、サブミットボタンなど、入力や選択などの操作が可能であるかのような表現

(8) 他の広告と混同するおそれがある表現

(9) 前各号に掲げるもののほか、連合会ホームページに掲載する広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告内容事業主名の表示)

第6条 連合会ホームページに掲載する広告からリンクされるウェブサイトには、広告内容事業主名を表示することとする。

(広告掲載数の制限)

第7条 広告の掲載は、同一掲載期間中、広告内容事業主につき制限数はない。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、連合会ホームページ又は連合会会員により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、連合会が指定するウェブページ、若しくは申込書にて申し込むものとする。

2 希望する掲載期間内において、広告内容事業主が同一の広告の申込みがある場合には、先着の申込みを有効とする。

3 広告掲載の申込みは、希望する広告掲載開始日の前月までに行うものとする。ただし希望する広告掲載開始日までに広告掲載の決定が可能であると連合会が判断した場合又は申込期間を別途設ける場合はこの限りでない。

4 広告掲載の申込みは、連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時又は、申込書をが連合会に渡された時に到達したものとみなす。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告の原稿は、申込者の負担で作成し、電子メールにより連合会が指定する期限までに提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第11条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は3カ月以上とする。

(広告掲載の決定)

第12条 連合会は、第9条の規定により広告の申込みがあったときは、申込み内容に不備がないことを確認し、広告を掲載する候補となる申込者(以下「広告掲載候補者」という。)を決定する。

2 連合会は、次に定める各号により掲載順位を決定するものとする。同順位の広告掲載候補者が複数ある場合は、掲載希望月数の多いものを優先し、さらに、掲載希望月数の同じ広告候補者がある場合は、申込みの順により決定する。

(1) 第1順位 連合会会員の広告内容事業主に係る広告

(2) 第2順位 前号に規定する以外の広告

3 連合会は、広告掲載候補者に、別に定める書類(以下「申込書類」という。)及び広告原稿の提出を求める通知を電子メール又は文書にて行い、広告掲載候補者から提出された申込書類及び広告原稿を確認し、第4条、第5条及び要綱第3条の規定に基づき内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載開始日までに、希望する広告掲載期間にかかる広告掲載料を納付しなければならない。ただし、広告掲載開始日までに広告掲載料を納めることができない場合において、連合会が認めるときは、別に連合会が定める期日までに広告掲載料を納付することができる。

(広告内容の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第14条 広告主は、次の各号に該当する場合は、速やかに連合会に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- (4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、申込内容に変更があった場合

(広告掲載の取消し)

第15条 連合会は、次の各号に該当する場合は、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 広告内容が要綱第3条に該当するとき
- (3) 広告主が、第15条に定める届出を怠ったとき
- (4) 広告主から、広告掲載を取下げの旨の通知があった場合
- (5) 前各号に規定するもののほか、連合会が広告掲載を取消す必要があると認めるとき

。

(広告の掲載期間)

第16条 広告の掲載は、掲載期間の初日から開始し、掲載期間の最終日に終了するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第17条 広告主は、連合会ホームページに広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(裁判管轄)

第18条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、連合会の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(委任)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

この要領は、平成22年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、平成22年度以後の年度分の連合会ホームページ広告掲載取扱について適用する。

別表1(第4条、第12条関係)

広告掲載ページ	広告種別	広告掲載料		広告規格		
		連合会 会員	連合会 会員外	サイズ	ファイル 形式	注記
全ページ	バナーボ タン	3,000円	5,000円	縦50ピク セル 横150ピク セル	GIF JPEG PNG	画像内には、広告内容事業主の名称、サービス名（または、これに準じるもの）のいずれかの明記がなされていること。

※広告掲載料は、1ヶ月あたりの金額